

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中90の項を削り、91の項を90の項とし、92の項から95の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

95	熊本市障がい者サポート企業・団体表彰選考委員会	熊本市障がい者サポート企業・団体の表彰を行うため、被表彰者の選考について審議する。
96	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
97	熊本市スタートアップ製品等認定審査会	熊本市スタートアップ製品等認定制度における製品等の認定について、必要な事項を審査する。

別表5の表に次のように加える。

15	天明地区閉校後施設利活用候補者選定委員会	天明地区閉校後施設の一部を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。
----	----------------------	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。